

令和3年度 第1回明石市地域総合支援センター運営協議会（書面議決）

○令和2年度 第1回明石市地域総合支援センター運営協議会の開催及び議決結果について

開催方法について	議決結果について
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委員定数11名に対して書面議決を実施。（7月14日付で議決書送付）	8月5日付で、委員11名全員から議決書の提出を受け、全ての議案について全会一致の承認を受けました。

○令和3年度 第1回明石市地域総合支援センター運営協議会（書面議決）における委員の意見と市の考え方

No.	議案	意見	市の考え方
1	1	一部委託先事業所に対し、定期的な視察など、どれくらいの頻度で実施しているのか。	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として、地域総合支援センターが、地域の介護支援専門員の後方支援のため、年1回、各圏域の居宅介護支援事業所を巡回訪問しており、その際に一部委託業務の状況確認や相談対応も行っていきます。
2	2	事業報告の達成度は各センターで判断されているのか。評価指標はどのように活用されているのか。	各事業の達成度につきましては、それぞれのセンターで自己評価しています。評価指標は、各センターでより効果的な事業展開ができるよう、事業運営のモニタリング等で活用しています。
3	2	前回、市内21か所のサテライト相談について、市として624件の回数は妥当との回答だったが、コロナ禍の中、令和2年度の状況はどうだったのか。	コロナ禍において参集型のサテライト相談の開催が難しかったことから、令和2年度に開催できたサテライト相談は84回で、実際に相談を受けた件数は95件にとどまりましたが、各センターから地域のキーパーソン（自治会長等）に連絡を入れるなど、困りごと等の発見に努めました。 また、市からの委託により、コロナ禍による困りごとを含めた相談を受け付ける「生活支援ダイヤル（高齢・障害相談ダイヤル）」を設置し、広く相談を受け付けるとともに、必要に応じて訪問対応を行ったり、各地域総合支援センターを含む適切な支援機関につなぐなどした結果、令和2年度の総合相談事業の対応件数は42,950件（令和元年度は31,694件）となっています。
4	2	相談窓口に行くことが難しい支援を必要とする人への、訪問支援（アウトリーチ）ができる相談体制の構築はできているのか。具体事例はあるか。	地域総合支援センターが、近隣住民等からの相談・通報や関係機関からの連絡により、相談窓口に行くことが難しい支援が必要と考えられる人を把握した場合は、可能な限り情報収集を行い、関係機関と協議を行うなど、アプローチの方法を検討し、訪問支援を含めた対応を行っています。 地域総合支援センターのリーフレットを持参して対象者宅を訪問し、地域総合支援センターの啓発をするとともに、実態把握を実施するなどしています。
5	2	目標が抽象的表現などもあり評価が難しいと思う。またセンター間の評価ベースも少し違うのかと感じる。	事業計画書については、目標の達成に向けてどのように取組を進めていくのかが明らかになるよう、このたび、「重点目標を達成するための取組」を具体的に記載するよう様式を改めたところです。 また、各事業における評価はあくまで「自己評価」であり、ご意見のように、評価ベースが異なる部分があると考えております。今後は、それぞれの取組についての情報共有等、センター間の連携を通じて評価基準の平準化を図っていきたくと考えております。
6	3	地域総合支援センターが「福祉まるごと相談窓口」として担う役割は重要。支援のしづらさ改善のための工夫、参加支援や訪問支援ができる相談体制の構築に取り組めるよう、関係機関と連携を取り、支援を必要とする人へ継続的な支援がつながるよう、周知、啓発、意見の聴取をお願いしたい。	市としましても、ご意見のとおり、地域総合支援センターが「福祉まるごと相談窓口」として担う役割は重要であると認識しています。 重層的な支援体制の構築は市全体で進めていく必要がありますが、そのなかで地域総合支援センターがしっかりと役割を果たせるよう、属性を問わない断らない相談支援に加え、アウトリーチを通じた支援、参加支援についても、関係機関と連携しながら進めていきたいと考えております。
7	3	検討中の項目もあるが、相対的にこの改善計画でよい。評価について、現状「2」のものは、目指す指標「3」でよいのではないか。	ご意見をいただきました評価につきまして、現状は「2」ですが、目指す目標を高く設定することでセンター内での意識づけを図るため、目指す指標を「4」としている項目があります。この目標を達成できるよう、着実に取組を進めてまいります。
8	3	事業計画は、高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画をベースに単年度計画があると思うが、市としての地域包括支援センター関係の年度計画はあるのか。	介護保険事業計画は計画期間が3年間と比較的短いことから、市として地域包括支援センター全体に係る単年度計画を策定することはありませんが、各事業の実施の方向性について、市の関係部署及び地域総合支援センターと協議を行いながら取組を進めています。